

第24回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2022年3月1日～2023年2月28日)

RPAホールディングス株式会社

上記の事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年5月23日
新 株 予 約 権 の 数		295,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,950,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり600円 (1株当たり 60円)
権 利 行 使 期 間		2019年5月24日から 2027年5月23日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 95,000個 目的となる株式数 950,000株 保有者数 2名
	取 締 役 (監査等委員)	—

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、又は当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
4. 新株予約権者は、行使期間に関わらず、当該株式が日本国内の証券取引所に上場された後1年を経過する日まで、その権利を行使できない。
5. その他権利行使の条件は、当該新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 2017年5月30日付で普通株式1株につき5,000株、2018年12月1日付で普通株式1株につき5株、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりあります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行する。

ロ コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室が内部監査を実施する。

ハ 内部監査室及び監査等委員にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。

ニ 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査等委員が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。

ロ 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を通じてコンプライアンス体制を整備し、リスク管理活動を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程

等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。

- ロ 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。
- ハ 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社グループは、「コンプライアンスポリシー」を制定し、当社グループ各社の取締役は自らこれを遵守する。
- ロ 監査等委員会監査規程及び内部監査規程により、監査等委員会監査及び内部監査の対象を当社グループ全社と定め、当社グループ全体の法令及び定款の適合性評価を行うものとする。
- ハ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めるものとする。

⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査等委員からの要望があった場合は、監査等委員補助者を置くものとする。

⑦ 上記⑥の使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員補助者の人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

- イ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- ロ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員に対し報告を求めることができる。
- ハ 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に対して報告する体制を整備する。

- ニ 関係会社管理規程、リスク管理規程、事故・不祥事等対応規程により、適正な報告がなされるよう体制を整備する。
 - ホ コンプライアンス内部通報規程を設け、報告による不利な取り扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努める。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
 - ロ 監査等委員と代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催する。
 - ハ 監査等委員は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取組みの状況

当事業年度において、取締役会を19回開催しました。取締役会では活発な議論及び意見交換がなされており、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経営計画の評価・分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性を確保いたしました。

② リスクマネジメント体制に関する取組みの状況

当社グループは、リスク管理委員会を中心に、事業活動における全社横断的なリスク管理活動を行っております。リスク管理委員会で審議・決裁された事項は、当社グループ各社のリスク管理責任者がリスク管理活動を推進し、年2回その実施状況をリスク管理委員会で報告をしております。

リスク管理委員会は、年2回、リスク管理の状況について取締役会で報告し、その対処等を協議しております。

③ コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの役職員に対して隨時コンプライアンスの重要性に関する情報を発信し、コンプライアンスの意識の向上と実効性の確保に取り組みました。

当社はコンプライアンス内部通報規程を整備したうえで内部通報の受付窓口を社内・社外に設置し、相談や通報を受け付ける仕組みを整えております。

④ 親会社による子会社の経営管理に関する取組みの状況

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を当社経営管理部に求めることとしております。また、子会社の事業運営に関する重要な事項については、当社取締役会への報告又は承認を必要とするなど、子会社の管理・運営に努めました。

⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行いました。監査等委員会は、取締役会等重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、稟議文書や取引契約書の監査を含む取締役（監査等委員である者を除く）の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。また、監査等委員は、取締役、内部監査室及び会計監査人等と定期的な会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図りました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第24期事業年度の剰余金の配当につきましては、競争力強化と更なる成長のために、今回は無配とさせて頂いております。内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資費用として投入していくこととしております。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

10社

- ・主要な連結子会社の名称

R P Aテクノロジーズ株式会社

オープンアソシエイツ株式会社

株式会社セグメント

株式会社ディレクト

リーグル株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

R P Aホールディングス新株予約権信託

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数
- ・主要な関連会社の名称

3社

A PLUS JAPAN株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

R P Aホールディングス新株予約権信託

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最
近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り
込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

・仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性
の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を
採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属
設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づ
く定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるた
め、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額
を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ロボットアウトソーシング事業

主に、定型作業の代行を行うDigital Laborを作成するプラットフォーム「BizRobo!」によるRPAサービスを展開しております。

主な履行義務は、契約期間にわたるソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供であり、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

ただし、「BizRobo!」導入支援等、顧客と合意した短期の役務提供を行う業務については、顧客による検収時点で収益を計上しております。

ロ. ロボットトランスフォーメーション事業

主に、成果報酬型広告サービス「Presco（プレスコ）」を展開しております。主な履行義務は、顧客（広告主）と合意した契約条件（成果承認条件）に基づき広告掲載を通じた役務の提供による収益をいい、顧客が承認した時点で履行義務が充足され、当該時点での収益および費用を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

ハ. RaaS事業

主に、バックオフィス業務の自動化で生産性向上を実現するクラウドサービス「RoboRobo」を展開しております。主な履行義務は、契約期間にわたるクラウド上のソフトウェアへのアクセス環境及びサポートの提供であり、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

なお、いずれの事業におきましても履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、5～7年間で均等償却しております。なお、金額的に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の損益として処理することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これによる主な変更点は以下のとおりです。

ロボットアウトソーシング事業において、従来、サービス提供時に収益を認識していたもののうち、一定の期間にわたり充足される履行義務に該当する取引については、履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。

ロボットトランスフォーメーション事業において、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財またはサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当連結会計年度の期首利益剰余金は45,488千円減少しております。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの減損の兆候に関する判断

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 363,222千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについて、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続した営業損失の計上、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等が含まれます。事業計画に用いた主要な仮定は取引件数です。

将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、事業計画からの大幅な乖離が生じた場合には減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 2,886,933円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有している投資有価証券は、主に既存事業とのシナジー醸成や事業領域の拡大を目的とした市場価格のない株式等であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しております。超過収益力等の減少の有無の判断にあたっては、取得時の事業計画の達成状況や将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

92,029千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 持分変動利益

当連結会計年度における持分変動利益は、当社の持分法適用関連会社であるA PLUS JAPAN株式会社の第三者割当増資によるものであります。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
ロボットアウトソーシング事業（東京都港区）	事業用資産	ソフトウェア	35,131
	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	33,022
ロボットトランسفォーメーション事業（東京都港区）	事業用資産	ソフトウェア	2,506
RaaS事業（東京都港区）	事業用資産	ソフトウェア	49,690
その他（東京都港区）	－	のれん	12,111

当社グループの資産グルーピングは管理会計上区分している事業区分に基づいた区分で行い、本社については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから主に共用資産としております。

のれん及び事業用資産については、事業環境の変化による事業計画の見直しに伴い当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	61,930,000株	65,000株	－株	61,995,000株

(2) 当連結会計年度の末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,123,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動等に伴い運転資金が必要となる場合や新規事業計画及びこれに附帯する投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、社債及び銀行借入により調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合等への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。定期的に発行体及び投資事業有限責任組合の財務状況を把握しております。

敷金は、事務所賃借に伴う敷金であります。これらは、差し入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち、一部は金利変動リスクに晒されておりますが、急激な市況の変化が生じた場合には、期限前返済や条件変更等を適時に行う方針であります。

また、買掛金及び借入金については支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経営管理部が支払予定を管理する体制しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷 金 (※)	224,342	214,578	△9,763
資 産 計	224,342	214,578	△9,763
(1) 社 債 (※)	1,552,000	1,551,880	△119
(2) 長 期 借 入 金 (※)	740,143	741,957	1,814
負 債 計	2,292,143	2,293,837	1,695

(※) 1年内に返還、償還あるいは返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等については、時価開示の対象とはしておりません。これらの金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2023年2月28日)
非上場株式	2,116,851
投資事業有限責任組合への出資	770,081

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ

これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷 金	—	214,578	—	214,578
資 産 計	—	214,578	—	214,578
(1) 社 債	—	1,551,880	—	1,551,880
(2) 長 期 借 入 金	—	741,957	—	741,957
負 債 計	—	2,293,837	—	2,293,837

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期により分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ロボット アウトソ ーシング 事業	ロボットト ランスフォ ーメーショ ン事業	RaaS事業	計		
売上高						
一時点で移転さ れる財又はサー ビス	869,243	1,645,935	—	2,515,179	372,209	2,887,188
一定の期間にわ たり移転される 財又はサービス	2,642,577	—	428,057	3,070,634	—	3,070,634
顧客との契約か ら生じる収益	3,511,821	1,645,935	428,057	5,585,813	372,209	5,957,823
外部顧客への売 上高	3,511,821	1,645,935	428,057	5,585,813	372,009	5,957,823

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、セール
スアウトソーシング事業を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計
方針に関する事項の⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,771,357	2,443,758
契約負債	534,039	683,884

契約負債は主にクラウド型サービスの提供や保守サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。これらは、履行義務を充足することにより取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は473,465千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 189円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円06銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料と受取配当金であります。業務受託料については子会社との契約に基づき受託した業務を提供することが当社の履行義務であり、業務提供時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日に認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,166,605千円
投資有価証券	2,341,713千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有している関係会社株式及び投資有価証券は、主に既存事業とのシナジー醸成や事業領域の拡大を目的とした市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しております。超過収益力等の減少の有無の判断にあたっては、取得時の事業計画の達成状況や将来の成長性、業績に関する見通しや資金調達の状況等を総合的に勘案しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における関係会社株式及び投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	86,835千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	3,927,765千円
② 短期金銭債務	32,115千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,056,936千円
営業費用	61,618千円
営業取引以外の取引高	72,043千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,428,405株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	9,222
賞与引当金	3,995
未払費用	599
敷金（資産除去債務）	8,622
関係会社株式評価損	389,950
投資有価証券評価損	181,028
貸倒引当金	424,065
繰越欠損金	9,352
その他	1,102
繰延税金資産小計	1,027,938
評価性引当額	△ 995,412
繰延税金資産の純額	32,525

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金の益金不算入	78.3%
住民税均等割	△ 1.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 0.4%
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	17.2%
評価性引当額の増減	△ 126.0%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.5%

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載しておりますので注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
子会社	RPAテクノロジーズ株式会社	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	524,220 800,000 13,084	営業未収入金 短期貸付金 その他流動資産	61,840 800,000 10,408
	株式会社セグメント	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	150,624 600,000 8,638	営業未収入金 短期貸付金 その他流動資産	10,177 600,000 8,208
	株式会社ディレクト	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	88,608 500,000 23,691	営業未収入金 短期貸付金 その他流動資産	8,354 500,000 2,075
	オープンアソシエイツ株式会社	所有 直接 100%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	管理業務の受託 資金の貸付 利息の受取(注2)	143,334 1,800,000 24,613	営業未収入金 短期貸付金 その他流動資産	4,281 1,800,000 33,777

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、実勢価格を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 187円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △1円85銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。